

個人向け復興国債募集のご案内

「個人向け復興国債」は「個人向け国債」の愛称です。

ご購入の際には、必ず「個人向け国債の契約締結前交付書面」をご覧ください。

毎月発行	
銘柄名	個人向け利付国庫債券（固定3年）第24回
利率 （税引後利回り）	年0.10% （年0.080%）
募集受付期間	平成24年5月7日（月）～平成24年5月31日（木）まで
発行日	平成24年6月15日
償還期限	平成27年6月15日
発行価格	額面100円につき 100円
利払期日	6月・12月の各15日
中途換金可能期間	原則、発行から1年経過後であれば中途換金可能
中途換金における例外	上記のような各々定められた期間内であっても、中途換金可能な例外があります。 (1) 保有者が死亡したとき (2) 災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けた場合

基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回りとする。

< 個人向け復興国債のご購入に際してのご注意 >

- ・個人向け復興国債は、預金ではありません。また京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- ・個人向け復興国債は、預金保険の対象ではありません。また京葉銀行でご購入いただいた個人向け復興国債は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・個人向け復興国債をご購入される際には、購入対価（経過利子を含む）のみお支払いいただきます。
- ・個人向け復興国債を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれますので、換金時の受取金額は投資額を下回ることがあります。

（固定3年） 額面金額 + 経過利子相当額 - 2回分の各利子（税引前）相当額 × 0.8
（平成25年1月以降 2回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685）

発行から一定期間の間中途換金する場合は、上記の中途換金調整額が異なることがあります。

- ・個人向け復興国債ご購入に伴う、口座管理手数料はかかりません。
- ・当行での個人向け復興国債の中途換金のお申し込みは、利払日・償還日を起算日（当日を含む）として11営業日前から5営業日前までの期間はできません。
- ・個人向け復興国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。